国立歴史民俗博物館特別客員教員取扱細則

令和 5 年 11 月 22 日 歴 博 規 第 9 4 号

(趣旨)

第1条 この細則は、人間文化研究機構特別客員教員規程(以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、国立歴史民俗博物館(以下「博物館」という。)における特別客員教授及び特別客員准教授(以下「特別客員教員」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 特別客員教員とは、博物館が必要とする高度な知識と経験を有する者として規程第5条に基づき館長が委嘱する者で、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する者をいう。
 - (1) 博物館が実施する共同研究の基幹研究又は基盤研究の研究代表者を担当させる場合
 - (2) その他館長が特に必要と認めた場合

(委嘱)

- 第3条 特別客員教員は、館長が委嘱するものとし、人間文化研究機構研究教育職員の特例に関する規程第4条第2項の基準を満たす者については「特別客員教授」と、同規程第4条第3項の基準を満たす者については「特別客員准教授」と称することができる。
- 2 特別客員教員の委嘱期間は、原則として通算3年を限度とする。

(その他)

第4条 この細則に定めるもののほか、特別客員教員の取扱いに関して必要な事項は、館長が別に定める。

附則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。